

令和4年度こども支援部事業概要



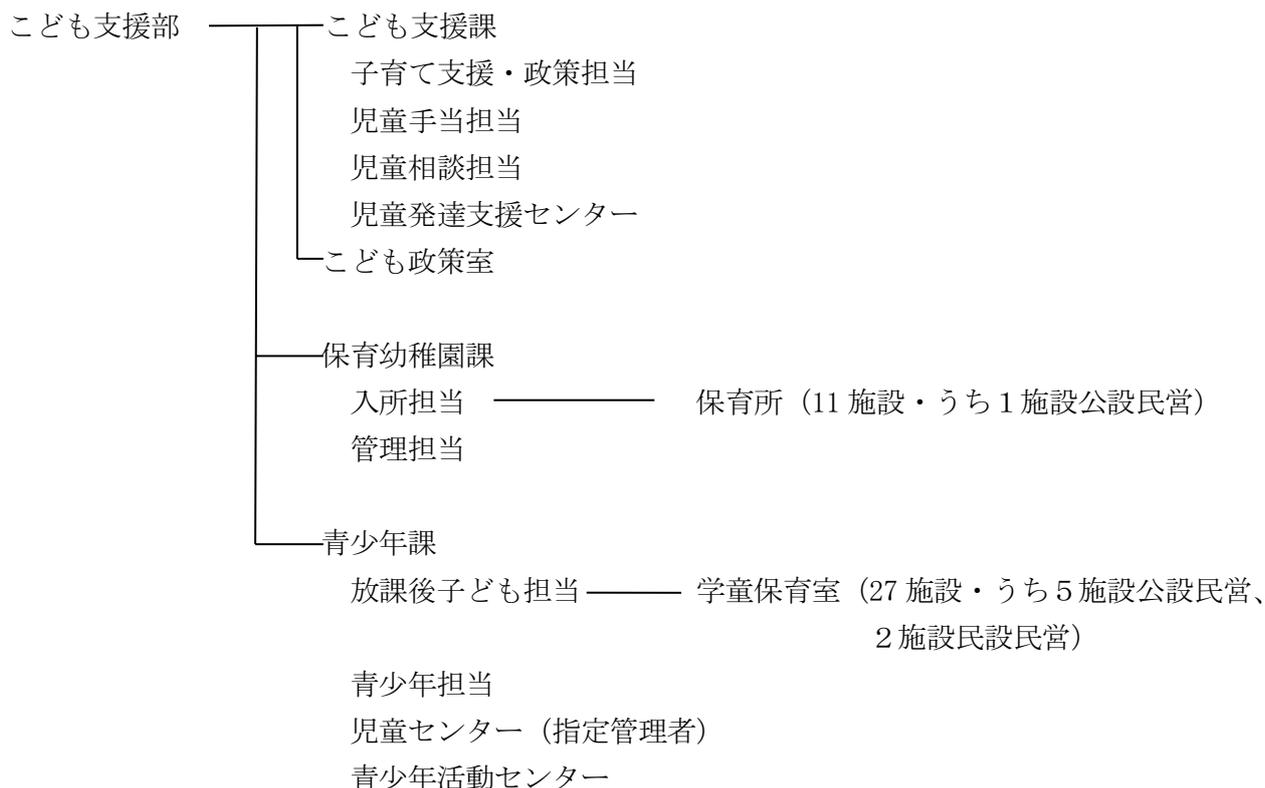
令和4年度



目 次

1	こども支援部の組織	2
2	計画について	2
3	子育て支援に関すること	
	(1) 地域子育て支援拠点事業	3
	(2) 利用者支援事業	4
	(3) ファミリー・サポート・センター事業	5
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	6
	(5) 子育て世代包括支援センター	7
	(6) ひとり親家庭等児童学習支援事業	8
	(7) 母子・父子家庭自立支援事業	8
4	手当等に関すること	
	(1) 児童扶養手当	9
	(2) 児童手当	10
	(3) 子ども医療費	10
5	児童相談に関すること	
	(1) 家庭児童相談	11
	(2) 子ども家庭総合支援拠点	11
	(3) 児童虐待防止の取組み	12
	(4) 養育支援訪問事業	13
	(5) ヤングケアラーへの支援	13
6	児童発達支援に関すること	
	(1) 児童発達支援センター「ういず」	14
7	保育等に関すること	
	(1) 保育所（園）	17
	(2) 幼稚園	21
	(3) 幼児教育・保育の無償化	21
	(4) 学童保育室	22
8	青少年教育に関すること	
	(1) 放課後子ども教室	23
9	児童センター	
	(1) 児童センター	24
10	青少年活動センター	
	(1) 青少年活動センター	26

1 こども支援部の組織



2 計画について

○入間市子ども・若者未来応援プランの策定

- ・親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立まで切れ目ない支援を行うため、子どもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合計画として、令和2年3月「入間市子ども・若者未来応援プラン」を策定（計画期間：令和2年度～令和6年度）。
- ・計画策定にあたっての基礎資料とするため、平成30年度に子育て支援ニーズ調査及び子どもの生活実態調査を実施。
- ・子ども・子育て支援法第77条に基づき、入間市児童福祉審議会において、検討・審議が行われた。また、市民意見を計画に反映するため、パブリックコメントを実施した。

○入間市子ども・若者未来応援プランの位置づけ

- ・本計画は、次の7つの計画として位置づけている。
「第2期子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「放課後子ども総合プラン行動計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策計画」「母子父子自立促進計画」「母子保健計画」
- ・「入間市総合計画」「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、また「元気ないるま福祉プラン」「入間市教育振興基本計画」など子どもの福祉や教育に関する計画とも整合を図り、調和を保った計画としている。

3 子育て支援に関すること

(1) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法第59条第1号

①事業概要

親の就労の有無に関わらず、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者と妊婦が身近な場所に集い、相互交流や子育ての相談などができる子育て支援拠点を設置し、子育ての不安感・負担感の軽減を図り子育て環境の整備を図る事業。

②実施内容

- ・子育て親子の交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施

③実施状況

- ・二本木公民館内に常設拠点を新設し、市内15か所に拠点を設置している。(常設拠点9か所、出張ひろば6か所) 社会福祉法人及びNPO法人等に運営を委託している。

④地域子育て支援拠点の多機能化

地域子育て支援拠点において、利用者支援事業、一時預かり事業を併せて実施する多機能型支援に取り組み、地域における総合的な子育てに関する支援拠点としての整備を図る。

⑤令和3年度実績

広場の名称	実施形態	開催日数	利用人数
子育て家庭支援センター あいくる	一般型・5日型	237日	3,692人
あいくる出張ひろば はびはび (二本木公民館)	出張ひろば	32日	401人
あいくる出張ひろば はびはび (藤の台公民館)	出張ひろば	30日	546人
あいくる出張ひろば はびはび (白髭神社)	出張ひろば	31日	691人
あいくる出張ひろば はびはび (春日神社)	出張ひろば	29日	759人
あいくる出張ひろば はびはび (武道館)	出張ひろば	46日	2,158人
あいくる出張ひろば はびはび (金子公民館)	出張ひろば	40日	706人
あいくる出張ひろば はびはび (不動院)	出張ひろば	37日	464人
あいくる出張ひろば はびはび (東藤沢公民館等)	出張ひろば	35日	413人
子育て支援センターあおぞら	一般型・5日型	241日	1,415人
おおぎ第二保育園 子育て支援センターあおいとり	一般型・5日型	232日	1,977人
茶々保育園 子育て支援センター	一般型・5日型	237日	1,976人
子育て支援センター あげぼの	一般型・5日型	227日	2,802人
こどものくに保育園 子育て支援センター	一般型・5日型	238日	1,924人
子育て支援センター あん	一般型・5日型	237日	5,741人
おやこの遊びひろば(児童センター内)	連携型・3~4日型	188日	9,113人
	合計	2,117日	34,778人

※新型コロナウイルス感染症の流行・緊急事態宣言の発令等により、施設が閉鎖した際又3密を避けるため屋外で出張ひろばを実施した。

広場の名称	実施形態	開催日数	利用人数
彩の森公園	出張ひろば	23日	1,119人
ふじのみや公園	出張ひろば	37日	1,284人
アリット	出張ひろば	10日	330人
	合計	70日	2,733人

- ・令和3年度総開所日数 2,187日
- ・令和3年度総利用人数 37,511人

(2) 利用者支援事業

①事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所において、子育て支援等に関する情報提供及び相談・助言を行い、関係機関等と連絡調整を実施する事業。

②対象者

妊娠期から18歳未満の学齢期までを見据えた子どもとその保護者

③実施内容

(こども支援課)

- ・市役所こども支援課で実施

来所、電話相談、児童センターや子育て支援センター、乳幼児健診会場にて出張相談、関係機関や地域との連携を行っている。

(地域子育て支援拠点)

- ・NPO法人 AIKURU 子育て家庭支援センターあいくる
- ・あけぼの保育園 子育て支援センターあけぼの
- ・おおぎ第二保育園 子育て支援センターあおいたり (令和4年6月から開始)

④令和3年度実施状況

(こども支援課)

- ・相談件数 554件

内訳	来所	169件
	電話	249件
	訪問	6件
	出張相談	128件
	メール	2件

(子育て家庭支援センターあいくる)

- ・相談件数 1,112件

内訳	来所	934件
----	----	------

電話 51件
出張相談 7件
LINE・メール 120件

(子育て支援センターあけぼの) ※令和3年6月から開始

・相談件数 78件
内訳 来所 72件
電話 3件
出張相談 1件
LINE・メール 2件

(3) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

○ファミリー・サポート・センター事業 (基本事業)

①事業概要

- ・子育ての援助を受けたい「利用会員」と子育ての援助を行う「提供会員」の相互援助活動の会員組織で、入間市社会福祉協議会に調整事業を委託して実施。
- ・育児と仕事を両立させるための環境整備と、安心して子育てができるまちづくりを目的とする。

②実施内容

- ・主な援助活動内容は、「保育所・幼稚園への迎え及び帰宅後の預かり」「学童保育室への迎え及び帰宅後の預かり」「子どもの習い事等の送迎」等。
- ・提供会員講習会、ファミサポまつり、ファミサポだよりの発行等のPR活動の実施。

③利用料

平日	午前7時～午後7時	1時間 700円
	上記以外	1時間 800円
土日・祝日・年末年始	終日	1時間 800円

④活動実績

年度	利用会員	提供会員	両方会員	会員総数	活動回数
令和2年度	983人	385人	54人	1,422人	4,188回
令和3年度	950人	390人	50人	1,390人	4,537回

○子育て緊急サポート事業 (病児・緊急対応強化事業)

①事業概要

急を要する送迎及び預かり、病児病後児の預かり等の援助を希望する方(利用会員)と、当該援助を行いたい方(サポート会員)を組織し、会員同士による相互援助活動を通じ、安心して子育てできる環境を整備するもの。

NPO法人病児保育を作る会に調整事業を委託して実施。

②援助活動の内容

- ・急を要する送迎及びその後の預かり

- ・病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり（病児の宿泊は不可）
- ・その他児童の保育にかかる緊急に必要な援助（当日の依頼可能）

③利用料

8時～20時	1時間 1,000円
20時～8時	1時間 1,200円
宿泊	一泊 10,000円

④活動実績

年度	利用会員	提供会員	両方会員	会員総数	活動回数
令和2年度	107人	12人	0人	119人	32回
令和3年度	149人	16人	0人	165人	38回

○子育て援助活動支援事業利用料助成（ファミサポ・緊サポ利用料助成）

①事業概要

子育てしやすい環境整備の一貫として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業利用料のそれぞれ2分の1の金額（各上限月10,000円）を助成。

②対象者

- ・生活保護世帯及び住民税非課税世帯
- ・2人以上の子どもを預けた世帯

③令和3年度実績：助成件数108件 514,430円

※新型コロナウイルス感染症対策として、小学校、保育所等の臨時休園によりファミリー・サポート・センターを利用した方に、6,400円/日又は800円/時間を上限に利用料の助成を行った。

・令和3年度実績：助成対象延べ人数6人 30,575円

（4）子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

保護者が疾病、疲労、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で児童を養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子どもを養護施設・協力家庭（里親・保育士）で預かる事業。

②実施内容

- ・平成21年度から児童養護施設 同仁学院（日高市）に委託。
- ・令和2年度から里親または保育士でも事業を実施することができることとなった。

③利用実績

令和2年度利用実績：延べ14人【同仁学院1件（1名×2日）・里親2件
（1名×1日・1名×11日）】

令和3年度利用実績：1人【里親1件（1名×2日）】

(5) 子育て世代包括支援センター

①事業概要

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育ての包括的支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境を整備するもの。

②実施場所

- ・いるティーきつずふじさわ（健康福祉センター内）
- ・いるティーきつずとよおか（市役所内）

③実施内容

妊娠・出産・産後

- ・すべての妊婦の状況把握するため、母子健康手帳交付時の面接及びアンケートを実施
- ・保健師、助産師等による妊娠、出産及び育児に関する相談や情報提供
- ・産前・産後ヘルパー派遣事業
ホームヘルパーを派遣し、家事や育児のサポートを行う。
- ・訪問型産前・産後ケア事業
助産師が訪問し、母乳ケア、心身のケア、育児指導等を行う。
- ・宿泊型産後ケア事業
医療機関に宿泊し、母体の回復、母乳ケア育児指導等を行う。
- ・通所型産後ケア事業
産後ケア施設に日帰り入所し、母体の休養及び育児指導等を行う。

子育て期

- ・利用者支援専門員を配置し、子育てに関する総合的相談に対応。
- ・保育施設やその他の地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行い、必要な支援につなげる。

産前・産後ケア事業の内訳

	訪問型産前・産後ケア事業		産前・産後ヘルパー派遣事業		宿泊型産後ケア事業		通所型産後ケア事業	
	名	回	名	時間	名	日	名	回
令和2年度	13名	29回	7名	63.5時間	0名	0日		
令和3年度	8名	11回	6名	79時間	8名	26日	11名	30回

妊娠届出・母子健康手帳交付者の内訳

	いるティーきつずふじさ わ（健康福祉センター）	いるティーきつずとよ おか（市役所）	支 所	合 計	面接数（%）
令和2年度	337	438	37	812	771（95.0）
令和3年度	296	434	12	742	721（97.2）

（6）ひとり親家庭等児童学習支援事業

①事業概要

ひとり親家庭の子どもを対象に、学習意欲と学習能力を高めるため、学習支援を実施し、ひとり親家庭の教育に係る負担軽減と貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。

②対象者

ひとり親家庭の児童のうち、児童扶養手当を受給している世帯の中学生、高校生

③実施内容

- ・彩の国子ども・若者支援ネットワークに事業を委託。
- ・教員OB、大学生等のボランティアによる学習方法の助言、勉強の手伝いを行う。
- ・3か所の公共施設で週1回ずつ、午後6時から午後8時まで開催（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、時間変更の場合あり）。

④ひとり親家庭教室参加状況

	中学生	高校生	合計	教室延べ参加者	訪問数
令和2年度	51	18	69	1,552	169
令和3年度	52	24	76	1,668	156

※訪問数とは、教室に参加しない期間が長くなった生徒等について、家庭等に訪問した数

（7）母子・父子家庭自立支援事業

①事業概要

ひとり親家庭の母・父が、収入面・雇用条件面でより良い職業（定職）に就くことができるように支援することで、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを目的とする。

②実施内容

- ・自立支援教育訓練給付金
職業能力開発のための講座（医療事務、簿記、情報処理などの職業能力開発のための講座）を受講するものに対して、受講料の一部を支給する。
- ・高等職業訓練促進給付金
1年以上の養成機関で修業する場合、生活費の負担を軽減し、資格取得を容易にすることを目的とし、看護師、介護福祉士、保育士などの修業期間中給付金を支給する。
- ・高等職業訓練修了支援給付金

高等職業訓練修了支援金を修了後に支給する。

③事業実施件数

	自立支援教育 訓練給付金	高等職業訓練 促進給付金	高等職業訓練 修了支援金
令和2年度	5	20	6
令和3年度	7	25	6

4 手当等に関すること

(1) 児童扶養手当

※児童扶養手当法に基づく

①目的

ひとり親家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

②支給対象

次のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末まで）、または、一定の障がいのある子ども（20歳未満）を養育している、ひとり親家庭。

- ・父母が離婚した子ども
- ・父親または母親が死亡した子ども
- ・父親または母親に一定基準以上の重度の障がいがある子ども 等

③支給額等

（全部支給） 1人：月額 43,070円 2人：月額 53,240円
3人以上：1人につき 6,100円加算

（一部支給） 本人又は扶養義務者の所得により変動する。

1人：月額 43,060円～10,160円

2人：月額 53,220円～15,250円

3人以上：1人につき 6,090円～3,050円加算

- ・奇数月に前2か月分を支給（年6回）

④令和3年度支給額、支給対象者

491,027千円

939人

(2) 児童手当

※児童手当法に基づく

①目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

②支給対象

中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方

③支給額等

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上、小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上～所得上限限度額以内	5,000円
所得上限限度額以上	支給なし

年3回（6月、10月、2月）支給

④令和3年度支給額、延べ支給対象者

1,901,925千円 176,092人

(3) 子ども医療費

埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱

※入間市子ども医療費支給に関する条例、施行規則に基づく

①目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

②内容

- ・医療保険制度に基づき支払った医療費、入院に要する医療費を市が負担するもの。
- ・なお、市内の指定医療機関を受診した場合、「子ども医療費受給資格証」と「健康保険証」を窓口提出することで、医療費の支払いがなくなる。
- ・通院・入院： 中学校3学年修了の3月31日まで

③令和3年度支給額、対象者

350,595千円 15,945人

5 児童相談に関すること

(1) 家庭児童相談

①事業概要

家庭、学校等で、児童及び保護者の抱える様々な問題に家庭児童相談員が相談に応じ、助言・指導を行う。

②相談体制

- ・家庭児童相談員：4名
- ・相談時間：月～金曜日、午前9時～午後4時

- ③相談件数： 10,676件（令和2年度）
10,872件（令和3年度）

(2) 子ども家庭総合支援拠点

①事業概要

「子育て世代包括支援センター」と「家庭児童相談室」の機能を一体化し、児童相談担当を児童福祉法上の「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に位置付ける。これまでの支援体制、業務内容を明確にすることで、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応についての体制を一層強化する。

②相談体制

- ・子ども家庭支援員：4名
- ・虐待対応専門員：4名
- ・母子・父子自立支援員：1名
- ・利用者支援専門員：1名

③業務内容

- ・実情の把握

関係機関等から必要な情報を収集するとともに、地域全体からの情報等により実情の把握を継続的に行う。

- ・情報の提供

地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。

- ・相談等への対応

一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

- ・総合調整

関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に繋いでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、適切な援助を行う。

(3) 児童虐待防止の取組み

■入間市要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第25の2)

①事業概要

要保護児童等(要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。)の適切な保護を図るため、必要な情報の交換及び支援の内容を協議し、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を図ることを目的とする。

②代表者会議 : 年1回開催
構成機関: 23機関

③実務者会議 : 毎月、原則第2火曜日に開催(令和3年度、12回開催)
構成機関: 所沢児童相談所、狭山保健所、狭山警察署生活安全課、西埼玉中央病院、入間わかかさ高等特別支援学校、入間地区里親会、学校教育課、地域保健課、障害者支援課、生活支援課、保育幼稚園課、青少年課、こども支援課等

④ケース検討会議: 必要に応じて随時開催(令和2年度 55回開催)
(令和3年度 45回開催)
構成機関: 実務者会議のうち、かかわりのある担当者とその他の関係者(保育所、学校、医療機関、民生委員 他)

■関係機関が主催する事業への参加

- ・乳幼児健診の未受診者で、養育支援が必要な家庭への家庭訪問の実施
- ・「かるがも教室」「すくすく教室」等の母子対象事業へ参加
- ・「ハイリスク母子に関する事例検討会(狭山保健所主催)」へ参加 等

■児童虐待防止の啓発活動

- ・児童福祉週間(5/5~5/11)
- ・11月「児童虐待防止推進月間」に広報特集・ポスターの掲示・リーフレットを配布。
- ・毎月1回、FM茶笛にて児童虐待防止のPR。
- ・児童虐待防止推進月間で図書館本館に子どもに関する図書コーナーを設置。
- ・県立入間わかかさ高等特別支援学校生徒・主任児童委員作成のオレンジリボンを全職員に配布。図書館本館や市民ホールで市民にも配布。

(4) 養育支援訪問事業

※児童福祉法第6条の3第5項、第21条の10の2

子ども・子育て支援法第59条第1項第8号

①事業概要

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等によって、子育てに不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士、ホームヘルパーを派遣し、養育に関する相談、指導、助言、家事支援等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減、適切な養育の実施を図る。

②対象家庭

- ・若年の妊婦又は妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭
- ・不適切な養育状態、虐待又はそのリスクを抱えており、特に支援が必要と認められる家庭
- ・児童養護施設等の退所又は里親への委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

③支援内容

支援プランに基づき、保健師・助産師・保育士・ホームヘルパーが訪問

支援期間：原則6か月以内

④支援別訪問回数

	訪問世帯数	合計訪問回数	助産師	ヘルパー	保育士
令和2年度	2	8	7	0	1
令和3年度	3	36	36	0	0

(5) ヤングケアラーへの支援

①事業概要

潜在化しているヤングケアラーの存在及び実態を把握するため、ヤングケアラー実態調査を実施した。併せて、ヤングケアラーが担っているケアの状況、悩みごと、支援ニーズ等を把握し、必要な施策を実施する。

②対象

本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者。

③支援内容

「入間市ヤングケアラー実態調査」の実施に伴うヤングケアラーの周知。
相談窓口をこども支援課に設置。
要保護児童対策地域協議会での研修会や市民を対象とした講演会の実施
広報あるま、市公式ホームページ、FM 茶笛等での周知・啓発。

④令和4年度の取り組み

- ・学習支援事業（4月～）
- ・ヤングケアラー支援条例の制定（7月予定）
- ・家事代行ヘルパーの派遣（7月予定）
- ・更なる周知・啓発

6 児童発達支援に関すること

(1) 児童発達支援センター「ういず」

※児童福祉法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
入間市児童発達支援センター条例

■事業概要

心身の発達に遅れや障がいのある子どもに対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として、相談支援、児童発達支援、地域支援の3つの事業を行う。

子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、18歳まで切れ目なく一貫して支援する。

①相談支援事業

・相談支援

対 象：発達に不安や課題のある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関
内 容：子育てや子どもの発達に関する相談、傾聴や助言、関係機関の紹介
担当職員：保健師・保育士・社会福祉士・指導主事

・専門相談

対 象：発達に不安や課題のある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関
内 容：こだわりが強い、極端に不器用等、心理や作業療法に関する専門的な発達相談や、就学、学校生活に関する相談

担当職員：医師・心理師等・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士

・障がい児相談支援（計画相談支援）

対 象：児童発達支援等の障がい福祉サービス利用者
内 容：児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援
担当職員：相談支援専門員

利用時間：いずれも平日午前9時～午後5時15分（祝休日・年末年始を除く）

月1回程度の時間外相談受付

3か月に1回程度の休日相談受付

利用者負担：なし（専門相談は内容によっては実費負担あり）

・支援にかかる情報の管理活用

「(仮称) 発達支援シート」を活用して相談者の支援にかかる情報を管理し、支援機関間で引き継ぐ仕組みを作る。

相談受付件数（令和4年3月31日現在 延べ対応件数）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	40	50	58	30	18	34	27	45	27	39	32	12	412

相談対象の年齢層（令和4年3月31日現在 延べ対応件数）

年齢層	0～6歳	小学生	中学生	高校生	不明	合計
件数	230	144	26	11	1	412

相談内容（令和4年3月31日現在 延べ対応件数）

相談の種類	件数	相談事例
療育	70	「療育を利用したい」
学習支援	38	「授業についていけない」
不登校	42	「登校しぶり」「登校していない」
就学相談	19	「就学先（普通級、支援級、支援学校）の選択」
発達について	180	「相談を勧められた」「気になるところがある」
その他	63	
計	412	

②児童発達支援事業

・児童発達支援「元気キッズ」

対象：心身の発達に遅れや障がいのある未就学児童

内容：0～2歳児（親子通所 みどり組）

週1～2回通所（1日当たり定員 5人）

利用時間：午前9時30分～午後2時

3～5歳児（単独通所 きいろ・あお組）

週1～4回通所（1日当たり定員 16人）

利用時間：午前9時～午後3時

重症心身障がい児等（親子通所 ピンク組）

週1～2回通所（1日当たり定員 5人）

利用時間：午前9時30分～午後2時

担当職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

・保育所等訪問支援

対象：集団生活への適応に課題のある18歳未満の児童

内容：市内保育所（園）・幼稚園、小学校、学童保育室、特別支援学校等への訪問支援

担当職員：訪問支援員

利用時間：月1～2回 平日（1回2～3時間）

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

・日中一時支援

対象：心身の発達に遅れや障がいのある18歳未満の児童

内容：就学後の継続支援や保護者のレスパイト対応

担当職員：保育士、児童指導員、看護師

利用時間：平日午後3時～午後6時

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

在籍児童数(令和4年3月31日現在 実数)

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
クラス	ピンク（重症心身障がい児・医療的ケア児等・親子通所）	0	4	3	2	1	1	11
	みどり（0～2歳・親子通所）	0	3	11	1	0	0	15
	きいろ（3～5歳・単独通所）	0	0	0	4	9	7	20
	あお（3～5歳・単独通所）	0	0	0	7	5	8	20
合計		0	7	14	14	15	16	66

在籍児童数（令和4年3月31日現在 延べ人数）

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用曜日	月曜日	0	3	3	3	5	7	21
	火曜日	0	1	3	8	5	2	19
	水曜日	0	2	4	6	6	3	21
	木曜日	0	2	5	1	7	2	17
	金曜日	0	1	4	2	4	9	20
合計		0	9	19	20	27	23	98

利用実績（令和4年3月31日現在 延べ人数）

利用月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
4月	0	6	33	36	62	59	196
5月	0	7	41	36	74	66	224

6月	0	16	48	60	95	69	288
7月	0	13	31	55	90	59	248
8月	0	1	21	31	41	14	108
9月	0	15	47	50	77	43	232
10月	0	14	41	50	79	61	246
11月	0	16	55	63	80	67	281
12月	0	13	39	42	58	43	195
1月	0	23	51	54	77	60	265
2月	0	18	32	45	51	49	195
3月	0	19	35	39	51	37	181
合計	0	161	474	561	835	627	2658

保育所等訪問支援（令和4年3月31日現在）

No.	利用児童（訪問先施設）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	保育所	1人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2	保育園	2人	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
3	幼稚園	3人	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
4	学童保育室	1人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	7人	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	7

7 保育等に関すること

（1）保育所（園）

※児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく

- ・施設型給付事業（幼稚園、認定こども園、保育所）
- ・地域型保育給付事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

保育の実施について

①市町村は仕事や病気などのため、乳幼児の保育が必要な場合に保育を行う。

保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性（1号認定、2号認定、3号認定）、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）を認定。

また、入間市の利用調整基準表に基づき保護者の状況などに応じ、保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行う。

②教育・保育認定

認定区分		年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	教育認定	3歳以上	なし	幼稚園等・認定こども園（教育部分）
2号認定	保育認定	3歳以上	あり	保育所・認定こども園（保育所部分）
3号認定	保育認定	3歳未満	あり	保育所・地域型保育事業

③保育認定の事由

1	就労	5	災害復旧	9	育児休業中
2	妊娠・出産	6	求職活動	10	その他
3	保護者の疾病・障がい	7	就学		
4	家族の介護・看護	8	虐待・DV等		

④保育施設

- ・施設型給付事業 定員20人以上の保育施設(県が認可)
 - ・地域型保育給付事業 小規模な保育施設(定員20人未満、0～2才児が入所対象)
- ※「地域型保育事業」には、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業があり、地域型保育給付の対象施設として市が認可する。



⑤市内保育施設

●保育施設等		施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				
保育所 保育園 認可園 小規模	公立 (11)	豊岡保育所	150	0	12	18	40	40	40				
		金子第一保育所	120	0	12	12	32	32	32				
		金子第二保育所	84	0	8	8	16	26	26				
		藤沢保育所	120	6	12	20	22	30	30				
		藤沢第二保育所	120	6	16	20	28	25	25				
		宮寺保育所	120	0	12	12	32	32	32				
		二本木保育所	60	0	6	6	15	16	17				
		黒須保育所	90	4	5	9	24	24	24				
		東金子保育所	90	4	4	10	18	27	27				
		高倉保育所	90	0	9	9	24	24	24				
		西武中央保育所	90	0	9	9	18	27	27				
		小計	1,134	20	105	133	269	303	304				
	民間 (14)	豊岡保育園	120	12	21	21	22	22	22				
		あけぼの保育園	120	15	15	20	20	25	25				
		いるま保育園	120	4	4	16	32	32	32				
		こどものくに保育園	90	9	12	12	15	21	21				
		ゆりかご保育園	120	12	16	22	22	24	24				
		しらすぎ保育園	90	9	12	15	18	18	18				
		茶々保育園	120	16	16	17	20	25	26				
		おおぎ第二保育園	60	10	10	10	10	10	10				
		あけぼの保育園分園	29	0	9	5	5	5	5				
		わかばの森保育園	20	0	8	12	0	0	0				
		杏ほいくえん	90	9	12	12	17	20	20				
		木の实保育園	69	9	12	12	12	12	12				
		むさしっこ保育園	90	10	16	16	16	16	16				
		どろんこ保育園	70	8	12	12	12	12	14				
	小計	1,208	123	175	202	221	242	245					
	認定子ども園(1)	おおぎ子ども園(保育)	120	14	18	22	22	22	22				
		小計	120	14	18	22	22	22	22				
	小規模 (7)	すくすく保育園	19	6	6	7							
		おひさま保育園	11	1	5	5							
		武蔵藤沢めぐみ保育園	16	5	5	6							
		みつばち保育園	19	3	8	8							
夢の森ほのぼのハニー保育園		19	3	8	8								
スクルドエンジェル保育園久保稲荷園		19	6	6	7								
むさし保育園		19	6	6	7								
小計	122	30	44	48									
保育所(園)全体		0歳	187	1歳	342	2歳	405	3歳	512	4歳	567	5歳	571
		0歳～2歳			3歳～5歳								
		934			1,650								
				2,584									

⑥入所の状況

	区分	令和3年4月1日現在				令和4年4月1日現在			
		施設数	定員	在籍児	充足率	施設数	定員	在籍児	充足率
保育所	公立保育所	11	1,134	790	69.66%	11	1,134	708	62.43%
	民間保育園	14	1,208	1,186	98.18%	14	1,208	1,189	98.43%
	小計	25	2,342	1,976	84.37%	25	2,342	1,897	81.00%
認定子ども園	保育部分	1	120	115	95.83%	1	120	117	97.50%
地域型保育	小規模保育A型	7	122	114	93.44%	7	122	113	92.62%
合計		33	2,584	2,205	85.33%	33	2,584	2,127	82.31%

⑦待機児童数（各年4月1日現在）

年度	入所して いない児 童数	うち 待機児童 数	内 訳				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
令和元年度	105人	18人	2人	7人	8人	1人	0人
令和2年度	126人	15人	5人	8人	1人	1人	0人
令和3年度	84人	10人	0人	6人	3人	1人	0人

⑧保育料

保育所(園)の運営に要する経費は、国・県・市及び保護者(保育料)で分担することになっており、保護者の分担する保育料は、保護者の市民税額に応じた額を設定している。

- ・保育料決定は年2回。(3月(4月～8月分)、8月(9月～翌3月分))
- ・4月～8月分は前年度、9月～翌3月分は当年度の市民税額から算定。
- ・保育認定(2・3号認定)は21階層。

⑨子育て支援事業

- ・延長保育事業：民間保育施設13園・小規模保育A型5園、黒須保育所の19施設
- ・一時預かり事業：公立保育所2所・民間保育園4園、小規模保育A型4園の10施設
- ・休日保育事業：みつばち保育園
- ・病後児保育事業：武蔵藤沢めぐみ保育園

⑩認可外保育施設（9施設）

施設名	所在地区	定員
チャイルドホップ幼児教室	豊岡	12人
たけのこルーム	豊岡	6人
豊岡第一病院こばと保育園	豊岡	17人
原田病院なかよし保育園	豊岡	8人
ヤクルト キッズランド上藤沢	藤沢	27人
小林病院保育室	宮寺・二本木	保育士等の状況による
(株)啓和運輸きばふるいるま	宮寺・二本木	11人
永仁会保育園	宮寺二本木	19人
西武入間病院保育所	西武	12人

※その他、居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）4名の届出あり



(2) 幼稚園

※学校教育法に基づく

【市役所における所管】

- ・私立幼稚園：こども支援部保育幼稚園課

①市内幼稚園

	施設名	所在地区	定員
私立	1 めぐみ幼稚園	東金子	320人
	2 元加治幼稚園	西武	280人
	3 武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園	金子	210人
	4 わかばの森幼稚園	藤沢	240人
	5 若杉幼稚園	藤沢	280人
	6 角栄幼稚園	藤沢	280人
	7 いるま幼稚園	豊岡	312人
	8 白梅幼稚園	藤沢	320人
	9 あんず幼稚園	西武	200人

②入園状況

令和3年5月1日現在							
幼稚園	区分	施設数	定員	在籍児	市内児	他市児	充足率
	私立	9	2,442	1,798	1,573	225	73.63%

(3) 幼児教育・保育の無償化

※子ども子育て支援法に基づく

①対象となる施設・サービス

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の保育料
- ・認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

②対象者・利用料

○幼稚園、保育所、認定こども園

- ・3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化
- ・0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象
- ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、月額上限2.57万円まで無償化

○幼稚園及び認定こども園（教育部分）の預かり保育の利用料

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合は、月額上限1.13万円まで無償化

○認可外保育施設等

- 保育の必要性があると認定を受けた場合は、月額上限 3.7 万円まで無償化
- 幼稚園の副食費
- ・在籍している子どもに小学校 3 年生以下の兄弟が 2 人以上いる世帯、市民税所得割額の世帯合計額が 77,101 円未満の世帯、生活保護世帯等を対象とし、月額上限 4,500 円まで補助。

(4) 学童保育室

※学童保育室の設置根拠：児童福祉法第 6 条 3 の第 2 項

①事業概要

保護者の就労等により常時留守となる家庭や病人の介護等により、家庭で十分に保育することができない児童(小学 1～6 年生)の心身の健全な育成を図るため、学童保育室を開設している。

学童保育室は、児童のくつろぎの場であり、児童がお互いにいたわり、助け合いながら生活する場であるとともに「放課後児童支援員」が児童と一緒に遊ぶ等、家庭的な雰囲気の中で保育にあたる施設である。

②設置場所

市内小学校 16 校に学童保育室 27 施設を設置（うち、2 施設は民間学童保育室）

- ・校舎内＝9 施設（藤沢東・宮寺・新久・東町・東町第二、豊岡・豊岡第二、東金子、高倉）
- ・校地内＝13 施設（藤沢、金子・金子第二、狭山、藤沢東第二、藤沢南・藤沢南第二、仏子、西武・西武第二、藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三）
- ・校外＝3 施設（黒須、扇・扇第二）
- ・校外(民間学童)＝2 施設（藤沢小学校区 アフタールーム「チポリーノ」、扇小学校区 民間学童保育室 LEGATO)

※令和 3 年度から、金子・金子第二学童保育室、令和 4 年度から、藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三の管理運営を業務委託している。

③保育時間

- ・平日・・・・・・・・・・放課後 ～午後 6 時 30 分
- ・土曜日、学校休業日・・午前 8 時～午後 6 時 30 分

延長が必要な理由がある場合は、前後 30 分の延長利用が可能。

④入室児童数

(各年 4 月 1 日現在 単位：人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
令和 2 年度	396	338	247	65	15	5	1,066
令和 3 年度	373	325	246	97	19	4	1,064
令和 4 年度	390	330	241	105	34	11	1,111

⑤待機児童数

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
令和 2 年度	0	0	29	68	6	0	103

令和3年度	0	0	0	37	4	0	41
令和4年度	0	0	0	15	5	1	21

※平成27年度の児童福祉法の改正により、小学3年生までであった入室対象が小学6年生までに拡大された。また、入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年4月1日施行）により、各学童の支援の単位をおおむね40人として運営している。

⑥保育料

・保育料

月額 7,000円

・加算保育料（令和3年4月導入）

学校休業日加算額280円/日、延長時間加算額（朝・夕別加算）100円/回

・傷害保険料保護者負担金（令和3年4月導入）

1,000円/年

※生活保護を受けている世帯や所得税・市民税の非課税世帯には、減免制度がある。

8 青少年教育に関すること

(1) 放課後子ども教室

①事業概要

小学校の余裕教室を活用して、平日の放課後に子どもたち（小学1～6年生）に、地域住民（コーディネーター・サポーター・ボランティア）の協力により、多様な学習・体験・交流活動を提供する事業。

少子化、核家族化の進行、就労形態の多様化、家庭及び地域の子育て機能、教育力の低下等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、次世代を担う子どもたちの健全な育成の推進を目的として平成27年度2学期から実施している。

②実施場所及び実施日時、参加者数

※放課後から午後5時までの間、週1～2日実施。

※令和元年度2学期から市内小学校16校で実施。

③参加者数

(単位：延べ人数)

	実施場所	実施日	元年度	2年度	3年度
1	西武	月・木	942 (50回)	310 (20回)	709 (52回)
2	高倉	木	1,037 (53回)	200 (20回)	324 (35回)
3	東金子	金	408 (21回)	157 (8回)	303 (17回)
4	宮寺	月	296 (20回)	103 (7回)	324 (23回)
5	黒須	金	484 (26回)	189 (10回)	300 (21回)
6	東町	水	379 (21回)	114 (6回)	440 (24回)
7	仏子	水	535 (29回)	112 (6回)	340 (20回)
8	新久	月	209 (12回)	111 (6回)	308 (17回)

9	金子	木	415 (20回)	156 (8回)	408 (21回)
10	豊岡	月・火 (R2追加)	483 (20回)	141 (15回)	457 (29回)
11	藤沢	木	396 (21回)	84 (6回)	269 (20回)
12	狭山	水	36 (16回)	188 (10回)	364 (19回)
13	藤沢北	火	178 (11回)	151 (8回)	334 (18回)
14	藤沢東	水	213 (12回)	113 (8回)	248 (18回)
15	藤沢南	月	202 (12回)	144 (8回)	410 (23回)
16	扇	月	169 (10回)	190 (10回)	438 (23回)
		計	6,382 (354回)	2,463 (156回)	5,976 (376回)

※令和2年度は2学期のみ実施した。令和3年度は3学期途中（1月27日以降）から中止した。

④利用料

参加費については基本的に無料であるが、プログラムの内容により教材費の負担が必要な場合がある。また、万が一の怪我に備え、傷害保険料を徴収している。

帰宅時は、必ず保護者等のお迎えが必要である。

9 児童センター

(1) 児童センター

※設置根拠：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項

①施設概要

児童センターには、障がいの有無にかかわらずみんなが仲良く遊ぶ部屋「おもちゃ図書館」をはじめ、幼児が遊び親子や親同士がふれあえる「幼児室」、貸出おもちゃで遊んだりイベントを行ったりする「展示ホール」、運動のできる「遊戯室」、また、120席を有する「プラネタリウム室」や無線交信のできる「無線室」、大型望遠鏡が設置されている「天体観測室」等があり、児童はもちろんのこと、幼児から大人まで楽しく遊ぶことができる施設である。

子どもたちに遊びや科学の学習を通して生活体験の機会を増大させることにより、人間性豊かな、心身ともに健康な児童の育成を図ることを目的としている。

また、平成30年度より、市民サービスの向上、コスト削減等を図り効果的な児童センターの施設運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

児童センターの愛称は「アイクス」。

※愛称の由来 Iruma Kids Space（入間子ども広場）の頭文字。

②所在地

入間市向陽台一丁目1番地6

③開館時間

午前9時～午後6時

④休館日

- ・毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

⑤令和3年度月別利用者数一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	本年度計	前年度
幼児	565	731	792	1,028	669	554	857	718	836	747	654	833	8,984	4,621
小学	701	709	1,288	1,730	1,110	567	712	651	611	545	429	784	9,837	3,694
中学	202	98	100	246	236	104	68	53	98	75	62	144	1,486	590
高校	15	13	28	32	12	8	6	3	126	18	12	10	283	74
一般	826	976	1,030	1,265	849	679	1,060	1,086	1,131	970	785	939	11,596	6,513
合計	2,309	2,527	3,238	4,301	2,876	1,912	2,703	2,511	2,802	2,355	1,942	2,710	32,186	15,492
市外	473	434	657	899	105	35	545	389	515	432	446	470	5,400	3,233
閉館日	26	26	26	27	26	26	27	25	24	23	24	27	307	181
一日平均	89	97	125	159	111	74	100	100	117	102	81	100	105	86

※令和3年度は利用者の人数制限を行い、午前100人、午後100人までとした。

⑥令和3年度プラネタリウム月別観覧者数一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	本年度計	前年度
幼児	70	124	104	219	98	41	139	93	98	88	43	55	1,172	520
児童	99	144	692	498	214	83	211	65	199	144	86	95	2,530	638
大人	139	212	177	254	137	69	170	148	167	136	74	177	1,860	774
合計	308	480	973	971	449	193	520	306	464	368	203	327	5,562	1,932
投影回数	34	38	41	47	44	22	34	26	33	29	27	34	409	173

投影日：火曜～金曜（午後3時） 土曜・日曜日、祝日（午前11時・午後3時）

観覧料：こども（小・中学生、高校生）50円、おとな100円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を30人として上映。

⑦事業概要

(1) 児童の健全育成・健康増進のための事業

すべての児童を対象に、年齢に応じた事業を実施することにより、児童の健全育成・健康増進を図っている。

ア 自主運営事業、行事活動等の充実

おもちゃの貸し出し、幼児向け事業、地域子育て支援拠点事業など。

イ 居場所づくり事業の充実

主に放課後の時間帯における小学校低学年向けの運動・工作等。

ウ 移動児童館事業の充実

児童センターから離れた地域の子どもに児童センターの遊びを提供するため、プレーカーを活用し、公民館などの公共施設での移動児童館事業の実施。

エ 中高生の利用促進

中高生の利用を促すため、中高生向けの事業を実施。

(2) 児童に対し、ルール・マナーを身につけられるよう支援

児童に社会のルールやマナーの大切さを伝え、誰もが仲良く楽しく遊べるようにしている。

(3) 科学学習の機会を提供

市内で唯一のプラネタリウムを活用するとともに、市民に科学学習の機会を提供。

(4) ボランティア会等と協働し、ボランティアを育成

ボランティア会等の児童の健全育成を推進する団体と協働し、あわせて、ボランティアの育成を図っている。

(5) 子育て家庭を支援

子育て家庭の相談の場・子育て支援の充実を図る。

10 青少年活動センター

(1) 青少年活動センター

設置根拠：社会教育法

①施設概要

青少年活動センターは、加治丘陵の豊かな自然の中で青少年が文化・スポーツ活動やキャンプ等の野外活動、そのほか様々な体験を通して自分の力を育て、自分らしさを見つけるための場を提供する施設である。

センター内での研修や宿泊、キャンプ場での野外活動、体育館でのスポーツ活動を行うことができる。

埼玉県立入間青年の家の廃止に伴い、施設を入間市が譲り受けて平成16年4月17日にリニューアルオープンした。

青少年活動センターの愛称は「ちゃむセン」。

※野生のむささびがいることから、センターのマスコットキャラクターは、むささびの「ちゃむ（茶夢）」。その名前が由来となっている。

②所在地

入間市大字小谷田1681番地1

③利用対象

- ・市内の青少年又は、青少年指導者の団体
- ・青少年の健全育成を目的とする団体のうち、ダイアプラン（所沢市・飯能市・狭山市・日高市）内に活動拠点がある団体

④開館時間

- ・午前9時～午後10時

⑤休館日

・年末年始（12月29日～1月3日）

⑥事業概要

(1) 青少年の体験事業の充実に関すること

小学生から中高生までの青少年の発達段階に応じた様々な体験事業やイベントを実施し、青少年の興味の伸長や、主体性や社会性を育む。

(2) 青少年の居場所づくりの充実に関すること

異年齢のスタッフや仲間との関わりの中で、自己肯定感や社会性を習得する青少年の居場所事業を実施している（「むささび自習室」「中高生の居場所事業」「むささび食堂」）。

また、併せて、関係部署との連携による市内各所への居場所事業の展開と、市民団体等による居場所事業を促進していく。

・むささび自習室

子ども達の居場所となるよう、施設を一部開放し、自由に遊び、体験し、学べる場を提供している。夏休み中はスタッフが工作体験や野外調理、宿題相談等も行っている。

（対象：小学生 開催日：通年）

・中高生の居場所事業「ちゃむパーティー」

市内在住・在学の中高生を対象に、異年齢の仲間との交流を通して、自己肯定感を育む居場所事業。青少年活動センター運営協力会と市民スタッフとの協働により、調理体験等を行っている。

（対象：中学生、高校生 開催日：年数回）

・むささび食堂

食を通した子どもの居場所づくりとして、調理や食事の場、遊び場を提供する。大妻女子大学と市民スタッフとの協働により実施予定。（対象：主に小学生 開催日：年数回）

(3) 青少年のボランティアスタッフ及びリーダー育成に関すること

イベントの企画運営体験を通して、青少年の自己実現を図り、将来的なリーダーの育成を目指す（むささびひろばまつり、むささびの森のクリスマス）。

・むささびひろばまつり

むささびひろばまつり企画運営委員会との協働により、まつりの企画運営体験を通して小中学生の自主性や社会性、コミュニケーション力を育み、青少年団体・個人の交流を促進する。

（対象：中学生、小学5・6年生 開催日：8月、3月）

・むささびの森のクリスマス

子ども達が料理や会場装飾、ステージ運営に参加するクリスマスパーティーを開催し、仲間と協力して創り上げる楽しさや人をもてなす喜びを伝える。（対象：小学生 開催日：12月）

※新型コロナウイルス感染症の状況等により中止又は内容を変更する場合がある。

⑦令和3年度の実施状況

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用に当たっては、利用時間・利用人数を制限し、検温等健康チェックを実施した。